

令和2年第3回(9月)
粕屋町議会定例会

一般質問通告一覧表

通告順	議員氏名
1	田川正治
2	八尋源治
3	案浦兼敏
4	井上正宏
5	中野敏郎
6	太田健策
7	安藤和寿
8	福永善之
9	川口晃
10	木村優子
11	山脇秀隆
12	久我純治
13	末若憲治
14	小池弘基
15	本田芳枝

通告順 NO. 1 質問者 8番 田川正治

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>新型コロナウイルス感染症対策について、国や県の支援と合わせ、粕屋町民の切実な要望を取り入れた、これからの支援策と、今後、新型コロナウイルスと共存する新しい生活様式的具体化と、町民の声を受けとめ、安心・安全な暮らしを確立していくための、町としての施策について</p>	<p>(1) PCR検査体制の増設のため、国の10兆円の予備費を使い責任を持って、糟屋地区1市7町の自治体が、粕屋医師会への財政支援を増やし、町民が身近に検査できる体制を確立できないか</p> <p>(2) 糟屋郡内の各自治体ごとの感染情報を町民に開示することや、発熱したときに昼間や夜間の場合は、どこの病院が診察してくれるのか、町が県に要求して周知徹底できないか</p> <p>(3) 町内での感染者拡大を防ぐためにも、町民対象にPCR検査や抗原検査の費用に対して町の支援ができないか</p> <p>(4) 町内の各種施設内で感染者が発生し、行政検査や保険の検査対象にならなかった場合には、入居者や患者、職員へのPCR検査の費用を支援できないか</p> <p>(5) 公共料金の徴収免除の要求が増えており、現行の支援以外に他自治体を実施している水道料金や給食費など、町民の負担軽減のための減免を拡大できないか</p>	<p>町長</p>
<p>新型コロナウイルス感染の危険な生活環境の下で、子どもの命を守っていくために、保育所や幼稚園、小中学校や学童保育所などでの感染防止対策のために、それぞれの施設内や教室内での、安心・安全な環境整備についての、町としての施策について</p>	<p>(1) 保育所、幼稚園、小中学校、学童保育所などの施設は3密状態にあり、これらの施設の増設や分散登校、保育士や教職員などの増員が切実である。将来を担う子どもたちのコロナ感染を防ぐ施策が緊要であるが、具体的な対策は検討されていますか</p> <p>(2) 全国一斉休校による、学習の遅れや授業時間数の不足、夏休み期間の短縮や修学旅行など3密状態回避の行事の対策は、教育委員会や校長会などで検討されましたか</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染防止を前提とした、オンライン授業実施のため、教室の広さや机の間隔など、安心・安全な教育環境整備は検討されていますか</p> <p>(4) 児童、生徒への感染防止のために関係職員への、PCR検査の費用や抗原検査の費用に対する町の支援ができないか</p>	<p>町長 教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>町長</p>

<p>新型コロナウイルス感染の危険な職場環境のもとで、医療、保健衛生、社会保険、社会福祉、介護など、崩壊の瀬戸際に追い込まれる事態が生まれているが、施設や職員などへの町としての支援策について</p>	<p>(1) 病院や介護施設、障がい者施設では、新型コロナウイルス感染症の影響で患者や施設利用者などが減少していることで、経営が危機的状況に直面している。国や県に財政支援を求めると、粕屋町でも実態を調査して引き続き支援ができないか</p> <p>(2) 町独自で国民健康保険の申請減免条例を制定して、新型コロナウイルス感染防止の休業などによる所得減収に対する支援ができないか</p> <p>(3) 患者や高齢者などへの感染防止のために関係職員へのPCR検査の費用や抗原検査の費用に対する町の支援ができないか</p>	<p>町 長</p>
---	---	------------

通告順 NO. 2 質問者12番 八尋源治

質問事項	質問の要旨	質問の相手
再度未来に繋ぐまちづくりについて	福岡市東副都心を目指すには都市計画の見直し、経済効果を視点とした政策が必要と考えるが。	町長
市制に向けての委員会の現状は	選択肢はいつまでに示されるのか。	町長
都市計画区域内計画道路について	計画道路は当初計画以来50年経過しております。関係地権者などにも経済的に弊害をもたらしているが。	町長

通告順 NO. 3 質問者 3番 案 浦 兼 敏

質問事項	質問の要旨	質問の相手
コロナ対策について	<p>コロナ対策について、町長の考えを問う。</p> <p>(1) 粕屋町内の病院におけるクラスター発生の状況と町の対応は</p> <p>(2) 保健所を持たない町としては、どのようなことができるのか</p> <p>(3) 糟屋郡のPCR検査センターの検査能力は、どの程度(1日当たり検査件数)あるのか 今回のクラスター発生に対して、十分対応できたのか PCR検査体制の充実を図る必要があるのではないか</p> <p>(4) 学校現場でコロナ対策を講じる上で、どのような問題を抱えているのか これらの問題に対して、どのような対処が必要と考えているのか</p> <p>(5) これまでコロナ対策として様々な施策が講じられたが、予算総額と財源内訳(国費・県費・町費)はどのようなになっているのか</p> <p>(6) 国や県に対して、更なる財政支援を要望するとともに、町としても、新たな財源確保の手法を検討すべきではないか</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>教育長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>
ボタ山の開発について	<p>ボタ山の開発について、町長の考えを問う。</p> <p>(1) 町が、これまでボタ山開発のため投じた費用とボタ山から得られた貸地料などの収益の総額は</p> <p>(2) 過去にボタ山の地質調査などが行われたが、何が問題とされているのか</p> <p>(3) 今後のボタ山開発の方向性について、3町長の考えは一致しているのか 3町長は、どのような開発を望んでいるのか</p> <p>(4) 土地の無償貸付や無償譲渡により、開発の提案を募集してはどうか</p>	<p>町長</p>

通告順 NO. 4 質問者 2番 井上正宏

質問事項	質問の要旨	質問の相手
都市計画マスタープラン（案）について	<p>(1) 令和22年の粕屋町の人口規模はどのくらいで考えてあるのか、また土地利用計画の中で予測人口をはめ込むために、今の市街化区域を拡大するのか</p> <p>(2) 福岡空港からJR長者原駅までの地下鉄延伸計画及び、都市計画道路「千代～粕屋線（原町～長者原～門松）」の見直しは、今回の構想には入っているのか</p> <p>(3) 住みたいまちづくり、選ばれるまちづくりをするためには、どのようなアクションを考えてあるのか</p> <p>(4) 福岡インターは、交通の要であるが、この周辺の土地利用計画をどのように考えてあるのか</p>	町長
コロナ禍における児童・生徒の授業の遅れ、行事の見直し、感染症対策及び学童保育について	<p>(1) 3か月の大幅な授業の遅れをどう補っていくのか</p> <p>(2) 今年度の学校行事の予定を問う</p> <p>(3) 小学校4校、中学校2校に対する感染症対策の指導方法は統一されたマニュアルが各学校にあるのか</p> <p>(4) 学童保育委託業者と協議しながら、指導員の確保やその待遇、労働条件及び児童の保育状況など、各学童保育の運営実態を把握し、改善はできているのか</p>	教育長

通告順 NO. 5 質問者 5番 中野敏郎

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>本年度から開始された業者委託による広報紙等配布事業について</p>	<p>“自治行政区を支援し、地域づくりや、行政区との情報共有を密にして連帯強化を推進”という観点から質問します。</p> <p>(1) 広報配布等の方法を変更された経緯</p> <p>(2) 予想された問題点は</p> <p>(3) (2) に対する対応は</p>	<p>町長</p>
<p>自然災害対策について</p>	<p>施政方針にある自然災害対策、脱炭素化社会の実現に向けての取り組みを問います。</p> <p>(1) 今年度スタートした6月防災月間の総括は</p> <p>(2) “令和2年7月豪雨”から我が町が学んだものは</p> <p>(3) “自治体の共助”となる他自治体との連携参画は</p> <p>(4) 脱炭素化の取り組みは</p>	<p>町長</p>
<p>新型コロナウイルス感染症の対応について</p>	<p>役場組織内での対応に向けた（臨機応変な）動きについて問います。</p> <p>(1) 図書館長を社会教育課長が兼務することの意味は</p> <p>(2) 部長職の存在がどのような対応で活かされたか</p> <p>(3) 施政方針では1行で終えた記述を、現段階で付け足す言葉はないか</p>	<p>町長</p>

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>コロナ対策について</p>	<p>(1) 新型コロナ対策について町長は国難と言われており、国や県がいろんな対策をとられていますが、町の対策として今後どう考えてあるのか聞かせて下さい</p> <p>(2) 私は7年間商工会の会長を務めていましたので商売をされている方が気になって、飲食やスナック、カラオケ店等の状況を確認に行きますが、町のほうでは情報収集はどうされていますか</p> <p>(3) 町民や商工業者を新型コロナから守る方法を考えてあったら聞かせて下さい</p>	<p>町長</p>
<p>旧焼却場撤去について</p>	<p>(1) 令和3年より解体工事に着工すると聞いておりますが、詳しい計画が決まっていたら報告して下さい</p> <p>(2) 旧焼却場を建設される時、関係区と協定書を交わされていますが、その件はどうなっていますか。また地元対策と跡地利用計画を報告して下さい</p>	<p>町長</p>
<p>粕屋町営住宅長寿命化計画について</p>	<p>(1) 平成25年に作成された粕屋町営住宅長寿命化計画と令和2年3月に作成された計画の内容の違いはあるか</p> <p>(2) 平成25年と令和2年の一般世帯数の変化は、現在の住宅確保要配慮者の世帯数は何戸ですか また住宅セーフティネットの充実を図るための支援や施策はどうなっているか</p> <p>(3) 粕屋町営住宅長寿命化計画書では、町営住宅183戸、そのうち168戸の入居で空き家が15戸となっているが理由は</p> <p>(4) 令和2年3月に作成された長寿命化計画書では、町営住宅ストック推移の表がないがなぜ省いたのか 朝日区の町営住宅が第1団地が平成31年の年限で、第2団地が平成33年、34年、第3団地が平成35年となっている。長寿命化計画では居住者との合意形成をうたっているが、年限を過ぎた第1団地もあり、居住者全体を対象にした事業説明会の実施を行う事を計画書ではうたっているが予定はどうなっているか</p>	<p>町長</p>

通告順 NO. 7 質問者 4番 安藤 和 寿

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>コロナ禍による感染対策について</p>	<p>(1) 新型コロナウイルス感染防止対策として、これまでに様々な感染防止対策を粕屋町独自の対策も含め講じた現在、今後の更なる対策の強化も含め町長の見解を</p> <p>(2) 学校における感染対策について</p> <p>①小中学校における子どもたちの感染対策に欠かせないものとは</p> <p>②アルコール消毒剤、マスク、フェイスシールド等供給は支障なく施されているのか 特にアルコール消毒剤は、どの位の量が必要とされているのか/月間量</p> <p>③学校で安全に学ぶ環境をつくることから現状どのような対策が施されているのか</p> <p>④保健所・医師会等との連携から養護教員他感染防止対策について、保健室での詳細な発熱等感染が疑われる児童・生徒が一時待機する場所を確保することが必要と考えられますが、現状の対応は</p>	<p>町長 教育長</p>
<p>児童・生徒の登下校交通安全対策について</p>	<p>(1) 令和2年2月警視庁が全国の関連機関に発した、歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取り組みの強化「道路交通法/第38条」について</p> <p>①上記を踏まえた、児童・生徒への展開は</p> <p>②児童・生徒が登下校時において道路を渡ろうとする行動から、車輛を運転するドライバーが一時停止をしている車輛も最近多く見かけますが、中には片側車線の車輛だけ停車、反対車線の車輛が通り過ぎて行く場面にもよく遭遇します。 粕屋町において歩行者が横断時においての事故の発生状況は</p> <p>③学校での交通安全指導状況は</p>	<p>教育長</p>

通告順 NO. 8 質問者 9番 福永善之

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>随意契約について (可燃ごみ回収業者 選定において)</p>	<p>粕屋町は、可燃ごみの指定業者（2社）を長年に渡り、随意契約（以下、随契）で委託している。 この件については、令和元年の6月議会、及び、同年12月議会で質問を行っている。 随契は、地方自治法上では、例外に位置づけられているため、本件随契においては、競争原理が作用しておらず、行政コストの点からも重大な問題がある。 先の議会答弁を踏まえ、質問をする。</p> <p>(1) 随契の妥当性について</p> <p>(ア)納税者から見て、公正性・透明性・経済性が担保されているかを判断するために、毎年、仕様書を作成することが必要であり、作られていない現状について、町長より、検討する、との答弁がありました。検討結果をお答えください</p> <p>(イ)既存業者の見積もりが町の試算の約76%であり、妥当な金額と答弁されていますが、業者は仕様書を考慮することもなく、どのように金額を算出したのでしょうか</p> <p>(ウ)町は、仕様書から算出していない業者の算定額を妥当な金額と考えておられるのか</p> <p>(エ)町の試算に関し、試算根拠の情報開示請求を2019年10月4日付で行いましたが、同年10月24日付で非開示決定がなされました。 最高裁、平成4年12月10日判決では、非開示の理由について、単に根拠規定を示すのみである場合は、理由付記としては十分ではなく、違法であるとの判断をしています。 試算内容を記載した書類を開示しなかった理由をお答えください</p> <p>(オ)町は、随契の理由の一つに、自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない、と答弁しています。 しかし、随契を締結すべきとの裁判例はないし、無制限に随契が許容されるわけでもありません。 随契も裁量を逸脱すれば違法になるし、他の市町村では入札等の競争原理が導入されている所もあります。 既存の業者を入札に付していませんが、どのような方法で業者を募集したのか</p> <p>(カ)入札の募集に応じたのは、既存の2社のみですか、それともその他にも募集に応じた業者は存在したのでしょうか、選定基準と理由をお答えください</p>	<p>町長</p>

(キ)仕様書がなければ、新規業者が参入を検討することも不可能ですが、なぜ、仕様書を作成していないのか

(ク)既存の業者とは、いつから随契をしているのか、また、いつまで、随契を続けられるのか

(2) 金額の妥当性について

(ア)平成9年11月26日付、古賀市+粕屋町含む7町と粕屋清掃事業協同組合による覚書は、1世帯当たりの単価1,134円と明記されており、この金額を平成10年4月から平成14年3月まで適用する旨明文化されています。

この単価は、どのように導かれたのか

(イ)平成16年度に粕屋清掃事業協同組合から町長あてに提出された陳情書には、提出した日付が空白になっている。

町はこの陳情書を正式に受領したのか

(ウ)この陳情書には、業者が算出したコストの根拠が明記されているが、通常は、発注者である町が仕様書を提示し、業者はその仕様書を基に費用を算出すると考えます。

発注者が仕様書を提示せず、業者がコスト計算した陳情書にある金額が妥当だとお考えですか

(エ)覚書は平成14年3月まで適用されますが、それ以降、何故、仕様書を作成しなかったのか

(オ)町は、長く、随契で特定の業者(粕屋清掃事業協同組合の組合員)と契約していますが、同組合の業者を選定しなければならないという理由はあるのですか

(カ)可燃ごみ袋は受益者負担の有料になっているが、1枚当たりの販売価格の算出した根拠をお答えください

(キ)可燃ごみ袋1枚当たりの販売価格は、回収コストに紐づいているのか

(3) 緊急時の対応について

道路環境整備課長は、一般廃棄物の処理について、随契を採用している理由の一つに、緊急時に即応できると答弁しています

(ア)既存業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が出た場合、その対応は町と業者の間で取り決めされているのか

(イ)取り決めされている場合、その内容は1社が機能不全になった場合、町はどのように対応するのか

(ウ)町は、2社に委託している、回収場所、回収ルートを把握しているのか

(エ)感染者が出た場合、他の従業員もPCR検査を行い、陽性の場合には出勤停止などの措置が想定され、可燃ごみの回収が遅延するなどの影響が生じると思われるが、対策は講じているのか

(オ)有事の時の回収マニュアルは作成されているのか

(カ)可燃ごみの回収が滞ることを予め回避するために、既存業者のみならず、新規業者にも門戸を開放し、複数社で回収を行い、リスクヘッジを行うべき、と考えますが、町の考えをお答えください

(キ)政府は、リサイクル率の向上を目的に、プラごみの回収をプラスチック資源という新区分で市町村に要請する方針を発表しました（令和2年7月19日）。

2022年以降の開始を目指すようです。

粕屋町は、現在、可燃ごみ袋にプラごみを混在して可燃ごみとして処理をしておりますが、仮に、分別が必要になれば、既存の回収業者2社体制で対応が可能でしょうか

(4) 契約の見直しについて

(ア)町長は、一般廃棄物の回収に関して、随契だけでは今後はだめではないか、その他の方式を研究していきたい、と答弁されています。

研究を行ったのか否か、研究を行った場合は、研究結果の骨子をお答えください

(イ)研究を行っていない場合は、いつまでに行うのか、どの部署が行うのか、具体的なスケジュールをお答えください

(5) 既存業者の選定の妥当性について

既存業者を選定したのは、過去の実績や道路網を熟知していることが理由である旨の答弁がありました

(ア)衛生、美観、臭気、こういった問題への配慮とは何か

(イ)円滑な収集運搬とは何か、具体的にお答えください

(ウ)それに耐えうるような設備とは何か、具体的にお答えください

(エ)経験的な道路網とは何か、具体的にお答えください

(オ)仕様書が存在しないにも関わらず、既存業者が、町の考える重要な要素を満たしていると判断した、その判断基準はどのようなものか、具体的にお答えください

<p>ハラスメントについて</p>	<p>令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました。</p> <p>本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。</p> <p>町役場内では、マスコミ報道でも公になったように、職員である女性が被害に巻き込まれ、現在、その後遺症により休職に追い込まれています。</p> <p>この件は、令和2年3月議会で質問を行っています。 先の議会答弁を踏まえ、質問をする。</p> <p>(1) 彼女からの『SOS』について</p> <p>町は、職員とその家族の相談機関として、(株)ジャパンEAPシステムズと契約しています。</p> <p>EAPとは、メンタルヘルス対策も含めた、企業と社員へのトータルサポートシステムのようです。</p> <p>社員と組織の両者のパフォーマンスの改善・向上を最終的なゴールとした対応を行うのが、EAPの特徴のようです。</p> <p>彼女は、EAPの担当者を通じて、総務課へ職場環境改善要望書を提出したようです</p> <p>(ア)町が同社と契約した目的をお答えください</p> <p>(イ)総務課は、彼女に対し、どのような対応をされましたか</p> <p>(ウ)同社から総務課に対し、問題の解決に向けた対応はありましたか</p> <p>(2) コンプライアンス委員会について</p> <p>(ア)コンプライアンス委員会の結論は、委員会の調査・審議結果に応じ、関係法令及び関係例規に基づいて、必要かつ適切な措置を講じます、とあります。 必要かつ適切な措置を講じます、とは、どのようなものですか</p> <p>(イ)コンプライアンス委員会の委員の中に、ハラスメントの加害者が含まれる場合、ハラスメント委員会の出した結論は有効だと判断されていますか</p> <p>(ウ)コンプライアンス委員会は、関係者から聞き取りをしておりますが、聞き取りをした担当者は、一人で対応されましたか</p> <p>(エ)仮に、聞き取りをした担当者がハラスメントの加害者だった場合、聞き取り内容の信ぴょう性を町としてどのように考えますか</p> <p>(オ)コンプライアンス委員会から関係者への聞き取り内容は、録音、または、紙面にて残されていますか</p>	<p>町 長</p>
-------------------	--	------------

(カ)今年6月には、パワハラ防止対策を義務づける法律が施行されました。

内容は、職場におけるパワハラ防止のため、事業主に相談体制の整備などの対策を義務付け、相談したことによる不利益な取り扱いを禁じています。

聞き取りをした担当者は、公平・公正な対応をされましたか

(キ)女性の体調が悪くなったのは、長い間、継続したハラスメントが原因の一つだと考えられますが、同委員会は、当時のハラスメントの被害を察知した上司やその他の職員に対し、ハラスメントの実態調査をなされましたか

(3) ご家族との面談について

6月10日に被害女性のお父様が役場に訪問され、副町長・総務部長・総務課長が対応されています

(ア)お父様の面会の目的は、どのような内容なのか

(イ)何故、面会を承諾されたのですか

(ウ)3名の職員は、町として対応されたのか、コンプライアンス委員会委員として対応されたのか

(エ)途中、総務課長の退席を副町長が促したようですが、何故、退席の判断をなされたのかお答えください

(オ)お父様は、今までのハラスメントに至る経緯を文書で副町長・総務部長に提出されています。

その中で、双方は、すべて聞いている訳ではない、違っている場合もある、20年前の事なので証拠がないと対応できない、と発言されています。

ご家族の主張とコンプライアンス委員会の結論に隔たりがあるように感じます。

コンプライアンス委員会は、きちんと調査し結論を導いたと考えておられますか

(4) 分限処分について

(ア)6月10日にお父様は、副町長・総務部長と面談を持たれています。

副町長は、復職できるように考えているが、3年間の縛りがあります、と答えられています。

被害者が復職できるような体制、例えば、加害者と被害者が接見できないような人事配置など、具体的な方策を考えておられますか

(イ)同じように、総務部長は、前向きに考慮、善処する、と答えられています。

一方で、当日には、分限処分の催促の書類が自宅に送付されていたようです。

その催促状には、6月15日までに返送する旨の記述があったようです。

長年に渡り受け続けたハラスメントにより、誰にも相談できず我慢してきた彼女に対し、分限処分をルールどおりに実施することが、前向きに考慮、善処すること、だとお考えですか

(ウ)町は、本人に対し、復職の意向確認書の提出を求めています。

本人の主治医は、町が以下の件を考慮すれば職場復帰は可能、と判断されています。

⇒ 職場環境の改善をすること

⇒ 復職出来る環境を整備すること

⇒ 適切な対応と明確な説明をすること

本人も上記の問題が解決すれば、復帰は可能だ、と考えています。

町は、上記3点について、どのような対応をなされましたか

(5) 役場職員の潜在的な被害者について

今年1月の西日本新聞に掲載されたハラスメント記事に関して、今までに2通の匿名の手紙が私宛に郵送されています。

また、被害女性の所にも同じようなことで被害を受けている職員から連絡もあったようです。

町は、ハラスメントに関する要綱を制定し、その中で、相談員制度を設けています

(ア)何故、被害を受けた役場職員は、相談員へ連絡せず、私宛に匿名の手紙を送付したのでしょうか

(イ)相談員制度は機能しているとお考えですか

(ウ)町はハラスメントの要綱を策定しており、この要綱内の、相談者、及び、コンプライアンス委員会の人選に対し、被害者の視点に立って、相談しやすいものだと考えられていますか

(エ)民間の企業では、職場のヘルプラインとして、セクハラ・パワハラ・コンプライアンスに関する相談を社外窓口で対応してある所もあります。

第三者による相談員制、及び、同コンプライアンス委員会制に変更することに関して、町の考えをお答えください

(オ)コンプライアンス委員会が出した結論と本人や家族が主張していることに差異が見られます。

事実関係を客観的にするためにも、第三者による調査機関を設置し、事実関係を明確にすべき、と考えますが、町の考えをお答えください

通告順 NO. 9 質問者 7番 川 口 晃

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>コロナ禍のもとでの対策をどうすすめるのか</p>	<p>(1) 粕屋保健所が管轄している地区内のコロナウイルス感染者数・PCR検査を受けた受診者数・クラスター発生箇所など詳細な情報の報告を</p> <p>(2) PCR検査、コロナウイルスの抗体検査を、飛躍的に広範な住民に広げていく対策が必要ではないか。また、そのための検査機械等設備の充実を図ることの必要性は</p> <p>(3) 感染対策上、『小中学校での少人数学級教育』をどう進めるのか。また、西小学校区域に新設の中学校建設の考えは</p>	<p>町 長 教育長</p>
<p>洪水時被害を最小限におさえるための具体的な措置について</p>	<p>(1) 3月に配布された「洪水浸水想定区域等（家屋倒壊等氾濫想定区域）」の防災マップ作成の前提条件はどんな気象状況か（降雨量・その他の条件）</p> <p>(2) 「西小学校エリア」内においては避難する場所がない。柚須文化センターの改修にあわせて、高層の防災センター等の建築が必要ではないか。また、排水施設の設備向上のための、福岡市との防災上の打合せが必要ではないか</p> <p>(3) 阿恵区側から須恵川に流入する水路の構造についての疑問。須恵川の水かさが増大すれば、現状では水門からの逆流が生じるのではないか</p>	<p>町 長</p>

通告順 NO.10 質問者13番 木村優子

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>医療的ケア児に対する援助について</p>	<p>人工呼吸器やたんの吸引などが求められる医療的ケア児について以下を問う</p> <p>(1) 町内で医療的ケアが必要な子どもがどれくらいいるか</p> <p>(2) 在宅などで医療的ケア児が受けられるサービスにはどのようなものがあるか。また、障がい者手帳がない方に対してはどうか</p> <p>(3) 今回のコロナウイルスに関連して、不安の声や相談などはあっているか</p> <p>(4) 親がコロナウイルスに感染した場合、町として医療的ケア児に対しての支援を考えているか 郡で協力して、受け入れ先の確保を考えてはどうか</p> <p>(5) 乳幼児健診などですべての子どもの状況把握ができると思うが、医療的ケア児に対する情報を、子ども未来課、介護福祉課、学校教育課など、どのようにして共有しているか</p> <p>(6) ケアを必要とする子どもに対して、一つのノートのようなもので情報の共有及び確実に他の課への引継ぎを行ってはと考えるが、見解を問う</p> <p>(7) 県が昨年度から行っている訪問看護師派遣の補助について、粕屋町は申請していく方向か</p> <p>(8) 保育の現場において、医療的ケア児の受け入れ状況と課題などを問う (町内の保育所、幼稚園、こども園) ・小・中学校での状況と課題について ・学校看護師の配置をどう考えるか</p> <p>(9) 学童での状況と課題、対策及び今後の粕屋町の施策は</p>	<p>町長 教育長</p>
<p>図書館の充実に向けて</p>	<p>(1) 平成28年3月議会において質問した読書通帳についての進捗状況は</p> <p>(2) 新型コロナウイルスによる自粛で粕屋町がとった対策はどのようなものだったか また利用状況はどうだったか</p> <p>(3) そこから考えられる新たな図書館のあり方と課題は何か</p>	<p>町長</p>

通告順 NO. 11 質問者14番 山脇秀隆

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>粕屋町芸術文化推進基本計画に関連して</p>	<p>令和2年3月に粕屋町芸術文化推進基本計画が策定されました。令和11年度までの10年間で芸術文化の推進成果をあげることを目指しています。しかしながら世界に及ぶコロナ禍の現在、人とのかかわりを制限することを余儀なくされ、特に人とのコミュニケーションが必要な芸術文化は、その活動自体が厳しくなっています。ポストコロナで早急に事業計画を立て直さなければなりません。特にその推進にあたっては行政の支援が欠かせないと思います。</p> <p>(1) 芸術文化の拠点であるサンレイクかすやのコロナ禍における施設整備の対策を聞きます (密になる施設の対応、空調機使用の料金負担等)</p> <p>(2) 各種文化芸術団体の活動現況並びに行政支援を聞きます (サークル活動の実態、指導者の支援等)</p> <p>(3) 粕屋町自主事業の在り方がコロナ禍で大きく変わってきています。現在の自主事業の現況と対策を聞きます (自主事業の融通性、施設使用ガイドライン等)</p> <p>(4) 市政に向けた芸術文化推進の在り方を聞きます (文化芸術企業の誘致等)</p>	<p>町長 教育長</p>

通告順 NO. 12 質問者10番 久我純治

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>新型コロナウイルス感染症対策は、1市7町での対応を</p>	<p>(1) 粕屋医師会は1市7町の要望を受けてPCR検査センター（地域外来検査センター）を5月12日より設置しかかりつけ医及び医療機関からの紹介患者を対象にして自分自身の判断での受診は出来ないことになっているが、誰もが受診出来るように粕屋医師会に要望は出来ないものですか</p> <p>(2) 地域医療連携又地域医療崩壊防止の対策を問う</p> <p>(3) 妊婦に対してのPCRの検査と費用の助成が出来ないか</p> <p>(4) 町としての今後の感染拡大防止は</p> <p>(5) 粕屋町の感染状況の把握は出来ないのか</p> <p>(6) 医療従事者に対する誹謗中傷対策を問う</p>	<p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>

通告順 NO. 13 質問者 1番 末 若 憲 治

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>“Withコロナ” “Afterコロナ” の町の取組みについて</p>	<p>いまだウイルスの脅威は衰えを知らず、町内でもクラスターが発生し、誰が・いつ・どこで、感染するかわからない状況下において、新生活様式など、新型コロナウイルス感染症と共に生活をしていくことが重要です。</p> <p>(1) Withコロナに対する町長の考えを問う</p> <p>(2) 町民に対するWithコロナの施策は</p> <p>(3) 今後、検討しているWithコロナの取組みは</p> <p>ワクチンや治療薬の開発が急がれている中、そう遠くない未来にAfterコロナ時代がやってくると思います。そのための準備を行っていく必要があると考えます。</p> <p>(1) Afterコロナに対する町長の考えを問う</p> <p>(2) 今後、検討しているAfterコロナの取組みは</p>	<p>町 長</p> <p>町 長</p>
<p>サウンディング型市場調査について</p>	<p>現在、粕屋町役場旧庁舎跡地の活用に係るサウンディング型市場調査を行っているが、下記について問う。</p> <p>(1) メリットは</p> <p>(2) デメリットは</p> <p>(3) 過去、サウンディング型市場調査を行ったことがあるか。また、今回実施することにした経緯は</p> <p>(4) 民間の力を取り入れ、行政と民間がタッグを組むような形の開発は素晴らしいと思うが、今後も実施していくのか</p> <p>(5) 公共施設や都市開発にも実施できるのか</p>	<p>町 長</p>
<p>迅速かつ正確な情報発信及び分かりやすい情報発信について</p>	<p>新型コロナウイルス感染症関連や災害等の際には、迅速かつ正確、そして何より分かりやすい情報発信が必要です。</p> <p>(1) 再度、LINE公式アカウントの検討について問う</p>	<p>町 長</p>

通告順 NO. 14 質問者15番 小池弘基

質問事項	質問の要旨	質問の相手
九州大学農学部附属農場跡地の利活用について	<p>(1) 令和3年1月と2月に九州大学農学部附属(原町)農場が100年の歴史に幕を閉じ福岡市西区元岡へ引っ越しされることにより、23ha約69,700坪の土地が残る事になります。 残された土地の利活用について次の質問を行います。</p> <p>①農場跡地23haの内、4ha約12,120坪は阿恵官衙遺跡として保存しなければなりません。残りの19ha約57,580坪は開発される事になりますが、土地の取得の考えについて</p> <p>②官衙遺跡の保存方法について</p> <p>③農場跡地に西小学校を移す考えや、小中一貫校の建設について</p> <p>④粕屋町都市計画マスタープランにあるグリーン・トライアングル構想について</p>	<p>町長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>町長</p>

通告順 NO. 15 質問者11番 本田 芳 枝

質問事項	質問の要旨	質問の相手
暮らし続けたいくなるまち構想と歩道整備・ふれあいバスについて	<p>「暮らし続けたいくなるまち。かすや。」は今年度策定予定の都市計画マスタープランのスローガンとなっています。粕屋町は福岡都市圏内で福岡市について転入・転出の多い自治体です。転入された住民が定住できる要素を増やしたいという思いがこのスローガンに表れているという感想を持ちました。また、「安心と安全の町かすや」は町長の公約。ともに人口増を願い、粕屋という郷土を愛する人が増え続ける、そんな願いを託した言葉ではないのでしょうか。それでは、そのためのまちづくりはどうすればいいのでしょうか。今回は「移動の自由」という観点から2点について町長のお考えを問います。</p> <p>(1) 歩道整備の計画について</p> <p>(2) ふれあいバスの大型商業施設・JR駅への乗り入れの基本的なコンセプト、及び進捗状況について</p>	町 長
教育環境の整備について	<p>本年度3月に「粕屋町教育大綱」が改定されました。それに沿って5月には「令和2年度粕屋町教育行政の目標と主要施策」が発表されました。その中で、新しく「教育環境の整備にICTの活用」が加わりました。来年度から実際に始まるICT教育。粕屋町の教育委員会は今後この事業をどのように展開させていくのでしょうか。ハード部分はすでに準備が始まっていますが、最も大切なソフト部門での課題解決はどのようにされるのでしょうか。</p> <p>また、教育環境の整備ということで以前より取り上げていた学校施設のバリアフリー化についても併せて教育長にお尋ねします。</p> <p>(1) ICT教育について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援員の配置、先生方への研修は ・ICT教育を広める手段にSDGsの学びを <p>(2) 学校施設のバリアフリー化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーター設置について ・その他の課題について デジタルワイヤレス補聴援助システムに関すること 	教育長